

「北本市子どもの権利条例案」に対するパブリックコメント

1. 「北本市子どもの権利条例案」には、地方自治で大切な地域の独自性が見えません

1) 「子どもの権利条例」の先行事例にみえる特徴と「北本市子どもの権利条例」の比較

「子どもの権利条例」を日本では早い時期の2000年前後に制定した川西市(1998)、川崎(2001)と2006以降に制定した名張市、芽室町、松本市等の2つの時期での特徴と各自自治体が「子どもの権利条例」を制定した背景、課題、目的を管見する。これを通してから2つの時期に共通して見える点を述べてみる。

川西市では「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」との名称で、その目的に「本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに…」と記している。オンブズパーソンの職務に権利擁護と権利侵害の防止等を規定しています。また、「子どもの育ちにとって多大な影響を及ぼしかついじめや不登校等子どもの課題」をと地域課題を認識し、学校を管轄する教育委員会自らが「川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の推進等に関する規則」を定め、教職員の研修、子どもや保護者に対する子どもの権利の普及啓発、人権オンブズパーソンの活動への積極的参加等を責務としています。

川崎市は90年代に市民(行政)オンブズマン制度を創設するという、人権意識、人権政策を進め、「子どもの権利条例」の制定で、「子ども・女性の相談権利救済を人権オンブズパーソン」と女性と子どもの権利を包括的に管轄する権利擁護機関に発展させています。

2市に共通しているのは、国連の子ども権利条約の批准に伴い、子どもの権利の普及啓発とオンブズパーソンによる子どもの権利擁護の仕組みの強化にあると考えられます。

2006年以降に子どもの権利条例を制定した名張市(2006)、芽室町(2006)、松本市(2013)をみてみます。

名張市の条例前文で「いじめ、児童虐待その他子どもの権利が侵害されるなど、子どもの健全育成の達成には多くの課題が残されています」と地域課題を、「健全な育成を社会全体で支えるまちづくり」と理念を示している。目的の条文中で「それぞれの役割を明確にし、社会全体で子どもの成長を支える」との政策の方向性を明示しています。名張市は皇學館大学の学生が子ども会議でファシリテーターの役割をしたり、「子どもの権利委員会」の会議録から透明性のある活発な議論や議論の結果を実施につなげるというフットワークの良さが読み取れます。

芽室町の条例前文で、「(差別禁止など)の国際条約の原則のもとで、子どもの権利保障に向けた環境づくりに総合的に取り組み」と権利条約の原則に準じ子どもの権利保障の環境づくりを理念に掲げている。そして子どもの権利「確実に保障していくことが必要」と認識のもとで、子どもの健全育成のために「町及び市民の役割を明らかにし」、「子どもが幸福に暮らせるまちづくり」を目的にしています。芽室町のHPから議会モニターでも活発、開かれた議会の様子が見えます。

松本市の目的でも「子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくり」とあり、子どもの権利を保障する環境としての「まちづくり」が子どもの権利条約の理念・目的で共通していることといえます。

これには90年代後半から提唱された「新しい公共」政策や社会福祉法が地域重視に移行した影響があるかもしれません。

今回の北本の条例案を評価してみると、「総合的条例」という性格では上記の自治体と同じで、川西市、川崎市の子どもの権利条例に形上は似ていますが、北本は特に人権問題に取り組んだ政策の歴史があるわけではありません。また、条例案で名張市、芽室町等のように、国連の子ども権利条約を踏まえ地域課題とそれに対応する施策の方向性を示しているわけでもありません。このように事例で挙げた自治

体と北本の地域特性には違いがあります

2) 北本の子どもを取り巻く課題を基に北本市独自の子どもの権利条例の理念・目的を示してもらえないと市民はどっちの道に行ったらいいのか迷います。

北本では全国的に注目された中井裁判や不登校等をきっかけに自死した子ども、北本で育ち引きこもりの末の家族内の傷害事件の加害者になった人、障害を理由に地域で学ぶ権利が侵害された子どもなど、子どもの権利侵害の事実があります。また、中学から不登校になった子が成人し、やっと一人で外出できるようになったが、中学時代の友人会いたくないので、鴻巣の図書館に行っている、との話も親から聞いています。このような事例は枚挙にいとまがありません。国連の子どもは権利条約の4つの権利が保障されていない実態です。

最近の社会課題で使われる用語で説明すれば、子どもたちの地域から排除されている実態です。昨年11月に村木氏が「共生」をテーマにした講演の中で“公的福祉はJKビジネスのお兄さんに勝てない”と他者の言葉を引用しました。これに対する村木氏の見解は読み取れませんでした。JKビジネスのお兄さんが女子高生にかかわることで彼女たちは地域での共生(inclusion)を阻まれている現代社会の姿、子どもの権利侵害です。“公的福祉”がJKビジネスのお兄さんにも勝たねばならないのです。

上記事例のような過去に起きた子どもの権利侵害、子どもたちの権利を北本という地域社会が護れなかった事実を認識し、北本の地域課題と据えるべきです。負の北本の地域特性を振り返り、ここを出発点に、議会が「北本で育つすべての子どもを守るぞ!」「子どもの権利侵害を絶つぞ」という意気込み、覚悟を「北本子どもの権利条例」に示していただきたい。社会状況の変化に伴いが形を変えた権利侵害が現れるでしょう。

そのために「権利を守るための仕組み作り」が大切で、第5章が重要になりますが、「子どもの権利の救済及び回復」は旧態依然の事後対策思考です。上記事例とした自治体30年以上前に子どもの権利条例を制定した川西市、埼玉県権子どもの権利擁護委員会条例でも、「権利侵害の防止」を理念や目的にしています。「権利侵害を未然に防ぐ」思考を北本の子どもの権利条例に盛るべきです。

2. 読み手は誰を、どんな市民を想定していますか？

この点は、山梨学院大荒巻氏も指摘していますので、そちらと合わせてみてください。

本条例（案）は自らの権利を知るべき必要がある子供には倦厭されると思います。なぜなら、国連の子どもは権利条約の権利主体化、子どもの参加・意見表明等の原則を、子どもが権利として履行しようとする際の基盤になる情報（条例）理解が困難だと思うからです。権利主体者が情報にアクセスできることで権利行使する力をつけることができます。

小学校の高学年、せめて中学生が理解できる程度までにすべきでしょう。先行して条例を制定した自治体、例えば、埼玉県の権利擁護委員会、川崎市人権オンブズパーソンの本人の相談実績（後述の図を参照）をみると、小学校の高学年から増えています。簡潔明瞭な内容にすることがまず大切で、とっつき易くするために「です・ます調」がよいと思います。

3. 冗長な構成・文章になっています

一般的に情報を理解しやすいのは、1つのセンテンスに1つの内容、1つのパラグラフには小見出しが付けられるような内容、文字であっても視覚的描写になると構成ができると、理解しやすいです。

大変失礼なことを申し上げ恐縮ですが、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例、川崎市の子どもの権利条例等先行したいいくつかの自治体の子どもの権利に関する条例の文言をコピーののではと思える部分がありました。そのためか全体に思考・方針・観点に一貫性に欠けるようにみえます。

1) 全体の構成(章立て)等から

条例案第1条で、①「子どもの権利の内容を明らかにする」②「子どもの権利を守るための仕組みを定める」条例であることが明記されています。章立てをみると、総則以外では①は2章、②は第5章と6章が該当します。ですから、第1条(目的)に従えば、総則を含めると4章建てで十分です。量が多く読む気がなくなります。

第3章に川崎市の子どもの権利条例に盛り込まれた生活場面ごとのこども権利が記述されていますが、この章の必要性が分かりません。また、「最善の利益」「年齢発達に度に応じた」「虐待及び体罰をしてならない」等繰り返し使われていることも第2章の権利の繰り返しに見えて、読みにくさの要因になっています。

また、第1条(目的)から考えると4章「子どもの権利に関する基本的な施策等」の必要性が分かりません。ただし、第17条の子ども会議は「子どもの権利を守るための仕組み」（第16条の子どもの意見表明と社会参加の権利の保障）として第1条の目的に沿いますし、子どもの権利保障に不可欠。

さらに、第18条で突然「体罰、いじめの防止」「早期発見」という用語を使っています。これら「権利侵害の防止」にあたりますが、本条例案の前文にも目的にも「権利侵害の防止」にはふれていませんので、本条例の内容の一貫性のなさを示している例と言えます。

2)用語について

- ① 第2条用語の定義「事業者」は「子ども関係施設」との違いがわかりません、重なる部分はあるのか。社会福祉構造改革で福祉関係施設は「福祉サービス」の「事業者」と称しているの、入所施設も「事業者」と称します。
- ② 「成長、及び発達」(growth and development) という用語をたびたび使っていますが、国連の子どもの権利条約の英語版では「発達段階に応じて」のように「発達 (development)」しか使っていません。「成長」と「発達」について北本市独自の意味づけ又は概念があるのでしょうか。
- ③ 22条一4、25条の4、28条等に「市の機関」という用語がありますが、ここに教育委員会を含まれるのでしょうか。「市の機関」を定義すべきです。

3)前文について（詳しくは下次ページ「参考」参照してください）

- ① 5つのパラグラフから構成されています。明瞭簡潔な文章にしてください。
- ② 国連の子どもの権利条約は、その前文で示しているように、社会における「子ども」の固有性(特性)から権利の実現を図らねばならない脆弱(vulnerable)な存在と認識し、「子ども」に焦点化した権利条約なので、この権利条約の主体は「子ども」。しかし、条例案で「すべての人」を主語にしたために、「大人」や「すべての人」への目配り？が冗長な文章にしたように思います。
- ③ 書き手の指導的目線が見えます。一貫して主体は「子ども」子どもの権利目線にした方がよいと思います。
- ④ 前文は、国連の子どもの権利条約「子どもの差別禁止」「子どもの固有の権利」「子どもは社会の一員」「子どもの意見表明権」の理念を言いたいのではないのでしょうか。条例案第3条（基本理念）は1条(目的)から見ても冗長では？
- ⑤ 前文の1から4のパラグラフから5つ目の「理念に基づき…」に導く意図ならば、4つ目のパラグラフが必要ですか？ 読み手には分かり難いです。

参考：パラグラフごとに前文を整理してみました

整理に入る前に、主語について：山梨学院大荒巻氏は「子ども」で文意が伝わるとコメントしています。本条例は、国連の子どもの権利条約の前文に記載されている通り、国連が取り組んできた子どもの権利保障に関する歴史を読めば、主語は「子ども」でしょう。特別委員会を傍聴した時に「アンケートでも“すべての人”と“子ども”という意見が半々だった」言っていました。市民には使用した用語の根拠を論理的に説明できるようにしてください。

・1つ目のパラグラフでは、「生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく」の国連の子どもの権利条約第2条「**子どもの差別禁止**」と「子どもだけの大切で特別な権利をもっています。」は国連の子どもの権利条約第6条「**子どもの固有の権利**」（子どもという時期ゆえに必要な権利）という子どもの権利の原則の根拠となる視点を示しています。

ところが、「すべての人」という主語を採用したために「大人と同じ基本的人権だけでなく」とか「差別も受けることなく」が「すべての人」に「子ども」包摂してしまっています。そのため、権利主体であるはずの「子ども」が背後に追いやられている又は「すべての人」の付属物の感すらあります

・2つ目のパラグラフでは、「子どもの権利が保障」で「すべての人の権利を尊重される社会の実現すること」だと。つまり、子どもの権利保障が「すべての人の権利尊重の社会」へ的手段化したとも読めます。

・3つ目のパラグラフでは、「大人から守られる存在ではなく社会の一員」と「子どもが意思表明を通して獲得する自己肯定感と民主主義の理解」の関連性が理解しにくいです。

「**社会の一員**」とは、子どもには脆弱な面があるから、親や社会等の保護や支援を必要とする社会の構成員、という条約第6条を根拠したものと考えています。だからどんな状態（心身、形態、年齢等）にあっても子どもは価値ある社会の一員、そうした子どもを守るのは「大人」でしょうか「社会」なのではないでしょうか。

後者については、**権利条約12条、13条の子どもが意見（意思）表明する権利**をどう使うべきかの方向性を示している点は指導ではないでしょうか。意見表明すること自体が子どもの権利ですから。

・4つ目にパラグラフ、「大人は自分が思い描く理想を子どもたちに…引き出す必要があります」の「引き出す」は指導者・大人目線で、子どもを操作することの意味もあり「支援」とは言えないと考えます。

「子どもに関わる大人も自身の権利が保障され…」はわかりにくくしています。

5. 子どもの権利を守るための効果的実施に移せる仕組みになっているか

1) 先行自治体の実態等から効果的実施のための条例にするためのポイント

他自治体が救済機能を果たしているかについて、事例の量は不十分ですが、図のように調べてみたら、救済申し立てに至る件数は少ないことが分かります。このことは権利擁護委員としての経験からも言えます。このことに対し権利擁護委員会が機能していなと断じるのは乱暴だと思います。この委員会に前述したような権利擁護 権利侵害の防止の機能を強化し救済が必要な事態になる前の段階にとどめ、権利が保障できればよい本条例案は機能するわけです。

図 権利救済の仕組みのある自治体の活動の実態(令和2年)

| 自治体名 (人口) | 上段：相談件数(延べ件数) 下段：相談者の割合 | 救済申し受付件数 | 救済委員会が審議・対応した主な問題 |
|------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 埼玉県 (720万) | 電話相談受付 (3543件：無言含む) 本人15.0%、親73.8%等 | 0件(権利侵害として専門調査員が対応した新規事例7件) | 学校の対応等学校生活での問題 |
| 川崎市 (150万) | 90件 本人57.6%、母親等27.1% | 6件(活動回数177回) | 学校の対応等学校生活での問題 |
| 名張市 (7.6万人) | 27件(59件)300件の時期あり ^{※1)} 本人32%、大人68% | 0件 | 相談内容は不登校に関するものが最も多い |
| 芽室町 ^{※2)} (1.8万) | | | |

※1) H29 年権利委員会会議で、権利救済委員会の機能の低下、相談件数の減少に関し相談受付手段や受付時間の議論等のアクセスの工夫を議論し実行に移した、との記録有。

※2) 町の規則で、救済委員会は書面で町長に報告することになっているがHPでは探せなかった。

北本市子どもの権利に関する条例（案）についての意見（メールによる提出分）

以下効果的実施のための条例にするためのポイントを記載しますので、条例案5章と照らし合わせてください。

① 相談機能の要件として

- ・権利擁護・アドカシーを可能とする力量のある質の高い相談員の採用、
- ・子どもや親が気軽に、可能な限り時間を問わず相談できる手段、相談時間等アクセスのしやすさ、
- ・相談員がプロとしての裁量を発揮できることが必要です。

② 権利擁護委員会が委嘱元の市長から独立的、自立的に活動できる組織にする。このことで、委員会を補佐する相談員も執行機関の力に影響されずに、プロの力量が発揮できるようにすべきです。文言として「独立性を尊重する」と記載しても、これが担保できるような条項と視点が明記されなければ画餅に終わることを認識すべきです。

③ 権利擁護委員候補者選考委員会を設置し透明性、客観性を高めること、議会の同意に実質的選考機能が果たしているかは疑問です。人権擁護委員選定過程を調べたら、推薦団体に任せられ、実質的な選考過程はないと思った。

④ 権利擁護委員の職務の遂行に利害関係を有する者は権利擁護委員から排除する。排除すべき具体例としては教育委員会学校教員が挙げられる。下図のように子どもの権利侵害に関する相談、救済申し立てを受付けた問題は学校の対応の問題等学校生活で起きていて、利害関係を有することは明らかと言えるから。そして、委員に教育関係者がいたら、親、子どもは相談しにくくなる。

⑤ 人権案件になってもならなくても、権利擁護委員会が調査等を確実にできるように条項に盛り込むこと。

経験的には権利擁護機関に調査権等に強制力がないため、調査協力の拒否があり、委員会としての役割が十分果たせない場合がある。

市の各部署、教育委員会（学校）、指定管理受託者、業務委託事業者等市の関連機関と思える部署に対しては市長が調査協力義務を課すこと等して、権利擁護委員会が円滑に職務を遂行でき、本条例の目的を達成できるように支援すべきである。

II 条文ごとのコメント

上記Iのコメントに対応して、条文ごとにコメントをしようとしたのですが、時間切れになり、総則と5章の一部しかコメントできませんでした。上記コメントを参考に全条文を見直していただけることを期待します。

尚、黒字は条文案、赤字は条文の修文部分、※イタリック体はコメント

1. 総則について

（市等の役割）

第4条 市は、**基本理念にのっとり**、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、これを保障しなければならない。

※「基本理念にのっとり」は前文の5つ目のパラグラフ及び第3条との整合性を持たせられる。ただし、第3条を北本市の基本理念にしないと、「国連の子どもの権利条約の基本理念にのっとり」となってしまう。

2 保護者は、その養育する子どもの養育及び発達について第一義的責任を有していることを認識

し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

※ 親等保護者に、養育責任を認識させたいのでしょうか？

※ 国連権利条約では「家庭」という用語も使っています

3 子ども関係施設の設置者及び管理者は、当該子ども関係施設において子どもの権利を保障しなければならない。

※子ども関係施設の機能に応じた役割を示さないと、意味が分からない。その際に学校の場合と生活の場の大別して、役割を示してもよいかもしれない。

4 市民は、家庭、子ども関係施設又は地域の中で相互に連携し、及び協力し、（どんなことをしたら）子どもの権利を保障しなければならない。

※分かり易くするために

4条 市の役割、

5条 保護者の役割

6条 子ども関係施設

7条 事業者の役割

8条 市民の役割

2. 5章について

1) タイトルは **子どもの権利に関する相談と救済及び回復**

※ 「子どもの権利の救済及び回復」という旧態依然の事後対策の思考で子どもの権利保障、権利擁護はできますか、既述した権利侵害の防止が重視できるような仕組みにするために、相談機能を強調すべきです。

2) 第21条（~~擁護委員の設置及び職務~~）（**擁護委員会の設置**）

※表現をシンプルに分かり易くするために、「**擁護委員会の設置**」と「職務」に分ける

市長は、権利の侵害を受けた子どもについて、迅速かつ適切に、その救済を図るとともに、侵害された権利の回復を支援するため、**地方自治法〇〇に基づく市長の附属機関として北本市子どもの権利擁護委員会**（以下「**擁護委員会**」という。）を置く。

※設置するのは組織とする。

※組織を設置することだけを記載する。委員会目的・機能は職務、責務等でわかる。

「市長は、権利の侵害を受けた子どもについて、…侵害された権利の回復を支援するため」は、市長が権利侵害の回復の主体と解釈されやすい。支援するのは擁護委員会、委員会の設置は「市長」であることが分かることが大切。

2) 第21条2 擁護委員の職務は、次のとおりとする。

~~(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと。~~

※24条に①「子どもの…、擁護委員に対し相談…することができる」とあること、②相談とは話を聴くことだけではなく情報提供、助言、黙すること、提案等が含まれ、話を聴いてどうするかはプロ（見識のある委員の裁量権の範囲であること、③「助言」「援助」（子どもの主体性が認めない大人の意見の押し付けという印象がもたれる易いこと。以上から21条の1は削除。なお、が必要、他の部分との「支援」という用語に統一する必要があるが、本条例作成者に子どもを「援助する」から「支援する」への認識の定着に揺らぎがあるが故のミスではないかと伺えます。

~~(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は擁護委員の発意に基づき、調査、調整、是正等の勧告又は要請及び制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。~~

~~(3) 前号の規定による勧告、意見表明等の内容を公表すること。~~

※(2)(3)が**25条27条28条29条30条31条**と重複しているので削除

(4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

※条項は川西市の条例のアイデアを借用前述し、また既述した「権利侵害の防止」を含めて以下のようにする

(1) 権利侵害の救済に関すること

(2) 権利擁護及び権利侵害の防止に関すること（※普及啓発この職務の範囲になる）

(3) 権利擁護のために必要な制度の改善等に関すること

（※報告書、市長への是正勧告、権利委員会のメンバーになり計画への意見を反映すること等がある）

※条例案の21条2は、埼玉県子ども権利擁護委員会条例のコピー。埼玉県と北本市の条例の目的が違います。つまり、埼玉県の条例は権利擁護委員会に焦点を絞った子どもの権利条例で、第一条で目的が明記されていますので、職務規定がマニュアルのようでも、委員間で業務遂行の方向に関する共通認識が持てチームとしての機能が果たせる可能性があります。北本の案では第一条に独自性がないため委員間で認識が持てない可能性があります。

3)（擁護委員の責務等）

第22条 擁護委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正公平かつ適切に職務を遂行しなければならない。するとともに、その職務の遂行に当たっては、関係する機関と相互の連携及び協力に努めなければならない。

※「公正かつ適正」の基準は法律か？「公平かつ適切」の方が委員の人権問題の見識を発揮しうと思う

※1つの内容だけにした方が分かり易い。「関係機関と相互の連携及び協力」とは想像できない。そもそも相互関係のない「連携」がありますか

※以下4. 5は擁護委員の責務ではない、調査協力、要請、勧告への対応として別の条項に移す

4 市の機関は、擁護委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力しなければならない。（努力義務ではなく義務にすべき）

5 市の機関以外のものには、市長が擁護委員の職務の遂行に協力を要請する。

4) 第23条について

※ タイトルを「擁護委員の定数、任期等」を、「擁護委員会の組織」にする。
論理的にするために「職務」条項の前に「擁護委員会の組織」を置く

※第23条2の条文については、

「擁護委員は、人格が高潔で、子どもの人権問題権利に関し優れた識見を有し、職務の遂行に利害関係を有しない者で、次に掲げる者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

※選考基準について、

①「権利に関し」より「人権問題」つまり社会における人権に関する課題、問題を理解・キャチできるアンテナで、権利侵害に立ち迎える要素、問題が見えずして課題の解決には迎えない。

② 識見に優れても人格・倫理的問題がある人もいる事実

③ 職務の遂行に利害関係があると、人権問題が見えたとしても組織や自己擁護の傾向で子どもの権利の立場に立っていない場合がある。※擁護委員会の職務の遂行に利害関係を有しない者とは」の定義要川西市、名張市の条例、規則を参照のこと

④1)から(4)の資格は削除して必要なら規則等で示す方が分かり易い、また、資格さえあればと、人格、識見より分かり易い資格に引きずられ有資格者しか探さない、

※以下「擁護委員会の組織」に追加すべき項目

3 擁護委員の委嘱にあたっては、擁護委員会の職務の遂行に利害関係を有しない者で構成する擁

護委員会委員候補者選考委員会及び議会の同意を得ること

- 4 委員会の委員長の互選の明記
- 5 委員長の委員会の招集権の明記

5) (相談及び救済の申立て)

第24条 何人も、**本市内の子どもの権利**次に掲げる子どもの権利の侵害に係る事項について、擁護委員に対し、相談、又は権利擁護及び救済の申立てを行うことができる。

~~(1) 市内に居住する子どもに係るもの~~

~~(2) 市内に通勤し、又は市内に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に掲げる子どもを除く。）に係るもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内又は当該勤務先若しくは通学先、通所先又は入所先の事業活動の中で生じたものに限る。）~~

2 前項の救済の申立ては、書面又は口頭で行うもの**とすることができる。**

※福祉制度の受給資格を厳格に示している、子どもでなくても分かり難い表現で、受給抑制思考の印象がある。この項で大切なのは相談を考えようとした場合、自分が相談できるのかがわかりやすさが、擁護委員へのアクセスのしやすさ、前述I-5-①を参照。

※以下は（相談及び救済の申立て）ではなく相談を受けた時の処理技法の1つの“リファア”であり。条例に面接過程の技法を入れなくてもよい

3 擁護委員会は、相談又は申立てがあったときに第1項各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

6) (調査及び調整)

※ 調査が確実にできるという「権利擁護委員会が円滑に職務を遂行できるように市が支援する」姿勢と独立性を示す文言にする(上記I-5-②参照)こと。

第25条 擁護委員会は、救済の申立てに係る事実又は擁護委員の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとする。

2 擁護委員会は、救済が必要な子ども若しくはその保護者以外の者から救済の申立てがされた場合において調査を行うとき又は擁護委員の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの権利が現に侵害されている場合であって、その救済のため緊急の必要性があると擁護委員が認めるときは、この限りでない。

※シンプルな文章にする必要がある

3 擁護委員会は、第1項の調査について、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

4 擁護委員会が、第1項の調査のため必要があるときは、関係する市の機関**は**に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録をの閲覧をさせ、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査に**応じなければならない**とすることができる。 ※前述I-5参照

※市の機関には調査に応じることを努力義務ではなく義務にすべき

5 擁護委員会が、第1項の調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、説明を求め、資料の**閲覧**や提出、若しくは**実地に調査ができるように**要求し、**市長が要請する**その他の協力を求めることができる。前述I-5参照

6 擁護委員会は、第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の救済及び回復のため、関係者間の調整を行うことができる。

※22条の4. 5は修正して本条の4. 5に活用、

7) (報告及び公表)

第29条 擁護委員会¹は、第27条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、擁護委員会¹に対して、その是正等又は改善の措置の状況について報告しなければならない。

3 擁護委員会¹は、第27条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができる。

4 擁護委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報保護条例²を遵守しなければならない。

8) (活動状況の報告等)

第31条 擁護委員会¹は、毎年度、その活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

9) (相談員) ※「専門相談員」でもいいかもしれません

第32条 市長は、擁護委員の職務の遂行を補佐するため、相談員を置くことができる。

※「できる」規定ではおかないこともありうる。

2 相談員は、人格高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 相談員は、子どもの人権問題を十分認識し、代弁者子どもの権利の擁護者として、子どもの権利に関する相談に応じること。気持ち及び思いを丁寧に聴くとともに、子どもの主体性を尊重し、能力が最大限発揮されるよう、必要な助言その他の援助を行うものとする。

※面接技法とその視点であり一部に大切な視点があるが、既述されている内容との重複あり。プロの相談員には、北本市の条例のもとで相談に応じる際の役割を明記した方が、役立つはず。

10) (相談及び救済) —

第33条 市は、この章に定めるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係する機関等³と相互に協力及び連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければならない。

※この章で「相談及び権利侵害の救済」の仕組みを定めているが、「この章に定めるもののほか」とはどんなことを想定しているのか？市が権利擁護委員会の役割を代替しようとしているのか。33条に5章のタイトルのキーワードを使うのか、とにかく意味不明な内容です。